

■公共工事標準請負契約約款(総則) 第1条第3項

総則第1条第3項は施工方法に関するもので以下のような条項となっています。

「仮設、施工方法その他工事を目的物を作成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者がその責任において定める」。

この条項に記されているように、施工方法の選定は発注者自身が行うことが基本となっています。

「公共工事標準請負契約約款の解説」(以後、約款解説書とします)でも「民法の請負契約では仕事の完成に至る過程での発注者と請負者間の契約関係については定めていない。ただ、注文者の請負者に対する指図があることは間接的に規定されている」と述べています。

注視すべきは、受注者は、自身が選択した施工方法を発注者に通知する義務があるのかという事です。共通仕様書の「施工計画書」の一般事項には「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならぬ」と記されています。さらに「受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない」と述べられています。

従って、受注者は施工方法の通知のみならず、その施工法に従って工事を遂行する義務を負っていることとなります。

## 公共工事標準請負契約約款を考える

草柳俊二

ちなみに、国際建設契約約款(FIDIC約款)では、工事内訳書はもとより工程表と施工計画書も実質的に契約の拘束力を持つものとして位置づけられています。工事内訳書、工程表、施工計画書の三つの図書は契約内容を特定するために不可欠なものであり、追加費用と工期延伸問題の解決の基盤となるわけですが、そのメカニズムについてはこの連載で明らかにしていくことにします。

### 「指定仮設」と「任意仮設」

既に分析したように、施工法は発注者が決定することが原則となっていますが、発注者が計画や設計段階で、施工法を特定する場合があります。例えば、農耕地の近くで工事をやる場合などは地下水位を低下させない工法が求められることになり、発注者が工法を特定して入札に附することがあります。このように契約条件として指定された工法は「指定仮設」と呼ばれ、発注者が決めた工法は「任意仮設」と呼ばれます。「指定仮設」は発注者が契約条件として特定した工法です。その工法が現場の実態と適合せず変更が必要となった場合、受注者側に工法変更によって生じた追加費用や工期の延伸を請求する権利が発生します。その理由を約款解説書で以下のように述べています。

「発注者が施工方法の選択について注文をつけることは許されぬ。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合は、発注者は、第19条(注)設計変更の条項)の手続きに従って設計図書を変更し、必要な施工方法等の指定をしなければならない。施工機械の選択も含まれることになる」。

一方、任意仮設は受注者が諸条件を判断して決定した工法ですから、地質条件の変化や周辺住民の反対等、受注者の責に帰さない変更を余儀なくされた受注者側に追加費用や工期の延伸を請求する権利は生まれません。

問題は発注者が予定価格の算出等に選択した工法を「指定仮設」と明示せず受注者にその適用を強要するケースが多々みられることである。受注者はこういった要求に応じる義務はありません。もし応じた場合、先に述べたような契約条件の変更がない限り、受注者は追加費用や工期延伸を請求する権利はなりません。

(高知工科大学教授、東京都大宮員教授)

二次掲載予定は7月19日

草柳俊二

前回まで総則第1条第1項と第2項に述べられていた建設契約の基本を分析し、第3項では契約の根幹となる施工法的位置づけを分析しました。ここで契約約款の条項を精読し理解する目的を整理しておきます。公共工事標準請負契約約款は、国際的に認知されたFIDIC約款と比較しても極めて公平で公正な条項内容となっています。

連載11の追加費用と工期延伸対応で述べましたが、取引において最も基本的なことは、提供した物に対し適正な対価を支払われることであり、建設業者では追加費用支払や工期延伸を適切に行うことが公正、公平、公開性の担保の根幹となるわけですが、したがって、発注者も受注者もこの点を意識し条項を読み、自身の義務と権利を明確に把握することが求められています。

### ■契約額と追加費用の関係

発注者が算出する「予定価格」は、想定される条件下で無理なく工事を遂行するために必要な額を定めたものです。このため、予定価格の算出に使用される生産性データ(歩掛)は過去の工事の標準値が適用され、労務、機械、材料の単価も一般財団法人建設物価調査会が発行している「建設物価」に記載されている標準値等が使われています。このように、予定価格は標準値であり、競争によって形成される限界値ではありません。「競争の原理」が動き出す前は、ほとんどの案件が予定価格に極めて近い額で契約されていました。契約金額を予定価格で除した数値を「落札率」と呼んでいますが、ほとんどの案件の落札率は100%に極めて近い数字であったわけですが、端的に言えば、受注者は限界値で工事を獲得したのではなく、標準値をターゲットとした競争で工事を獲得した状態にあったわけです。このため、施工条件の変化や土地の確保の遅れ等、受注者の責に帰さない理由で工期延伸や追加費用が発生し

## 約款を精読・理解する意味

わる者の義務となります。契約約款の精読の目的に話を戻します。このため、施工条件の変化や土地の確保の遅れ等、受注者の責に帰さない理由で工期延伸や追加費用が発生し、何が正当な権利なのかを正確に把握する能力と技量を身につけることを求められています。これは工事を的確かつ適切に履行するために不可欠な要素です。発注者、受注者を問わず建設産業に携わる全員が、建設産業の透明性を向上させ、国民の信頼を取り戻す上で、信念をもって、契約約款の条項を丁寧に読み込み、公平、公正を基本にした約款の意図を理解し、それを実践していくことが求められています。

前にも述べましたが、追加費用や工期延伸の請求を英語では「Claim」といいます。Claimに付いて英語の辞典では「A demand for something as one's rightful due, affirmation of a right (正当な権利)に基づく物事の請求、権利の是認。正当な権利に基づく請求」と定義されています。この定義のように追加費用や工期延伸の請求は正当な権利であり、正当な権利に基づくものであるべきです。

正当な権利をもって対価を請求することは、事業に携わる者の義務であり、その請求に応えざるに正当な対価を支払うのも事業に携わる者の義務となります。

(高知工科大学教授、東京都大宮員教授)

二次掲載予定は8月9日

予定価格	従来の契約額	現状の契約額
Profit(利益)	Profit(利益)	追加費用安払いがなければ赤字となる
Home office OH (本社経費)	Home office OH (本社経費)	追加費用積算額
Site office OH (現場経費)	Site office OH (現場経費)	追加費用積算額
Labor Cost (労務費)	Labor Cost (労務費)	追加費用積算額
Equip. Cost (機械費)	Equip. Cost (機械費)	追加費用積算額
Material Cost (材料費)	Material Cost (材料費)	追加費用積算額